

# 自己資本比率規制の第3の柱（単体・連結）

## 定性的な開示事項

### ■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識しています。与信業務にあたっては、貸出審査部門と営業推進部門を分離して厳格な審査体制をとるとともに、基本理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促しています。

また、信用リスクについては、地域密着型金融の推進に基づく日常的なモニタリング（業況把握）が反映された内部格付制度の利用や厳格な自己査定を実施することにより、リスクを確実に認識・評価・計測する態勢を構築しており、リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定の債務者区分別・業種別・大口と信先の管理などさまざまな視点からの分析に注力するとともに、中小企業の資金繰り安定化を念頭に置き、大口化及び特定業種への偏った融資の抑制に努めています。

認識・評価・計測されたリスクについては、ALM会議等にて協議・検討を行い、経営会議に対して適宜報告を行っています。

### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、自己資本比率規制に定められた信用リスクを軽減する措置のことです。自己資本比率の算定にあたり、信用リスクの軽減が図られている資産等に適用される担保や保証は、金融庁告示に定める適格金融資産担保や保証等を指します。当金庫は貸出に際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけとして取り扱っています。与信審査の結果、担保や保証が必要となった場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めています。また、当金庫が扱う担保は、自金庫預金積金・有価証券・不動産等です。保証は、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証機関保証等が該当しますが、担保・保証の手続きに際しては、当金庫が定める事務取扱要領や規程等により、適切な事務取扱、並びに適正な評価・管理を行ってまいります。

なお、預金担保については、お客さまが手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証などの取引に関して期限の利益を失われた場合、当該与信取引の範囲において預金相殺等を行うことがありますが、この場合、当金庫が定める各種約定書や規程・要領等に基づき、法的に有効である旨を確認しています。

### ■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引の役割としては、一般的に証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕金運用規程・基準」に基づき、適正な運用・管理を行ってまいります。

なお、信用リスク・アセットの額の算出につきましては、標準的手法を採用しています。

### ■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムなどが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失に係るリスク」のことをいいます。当金庫はオペレーショナル・リスクを上記のとおり幅広いリスクと考えており、管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれについて定め、確実にリスクを認識し、評価するよう努めています。リスクについては、オペレーショナル・リスク作業部会やコンプライアンス委員会、個人情報保護対応委員会等、各種委員会にて定期的に協議・検討を行い、ALM会議や経営会議に対して適宜報告を行っています。

なお、リスクの計測につきましては、当面、基礎的手法を採用している方針です。

### ■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクのうち、上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaR（予想最大損失額）による計測を行い、複合的なリスク分析を実施しています。

一方、非上場株式や出資、子会社・関連会社株式などについても、当金庫が定める「余裕金運用規程・基準」や「市場関連リスク管理基準」などに基づいて厳格な運用・管理を行っており、市場リスクの評価や管理を適切に行っています。

なお、認識・評価・計測されたリスクについては、ALM会議等にて協議・検討を行い、経営会議に対して適宜報告を行っています。また、これら取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っています。

### ■リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により、保有する資産・負債の価値（現在価値）や、生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、当金庫では、すべての金利感応資産・負債を管理対象として金利リスクを計測しています。また、金利リスクのうち、銀行動定の金利リスク（IRRBB）について、月次で計測し定期的なモニタリングを行っています。また、計測結果については、毎月開催するALM会議に報告しています。

### ■金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
  - 流動性預金に割り振られた金利改定の平均満期 3.04年
  - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
  - 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提  
普通預金など満期のない流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
  - 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提考慮していません。
  - 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しており、通貨間の相関等は考慮していません。
  - スプレッドに関する前提考慮していません。
  - 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEと $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しています。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta$ EVEに重大な影響を及ぼす可能性があります。
  - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
当期より $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIの算定の内、コア預金の算出方法を金融庁が定めた標準的手法から内部モデルに変更しております。
  - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テストは、基準値である自己資本の20%を超えていますが、当金庫では重要な管理指標と認識しており、その他リスク指標も併せ複合的にリスクを把握し適切に管理しています。

- 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項  
当金庫では主にVaRを用い、金利による時価変動リスク量を計測しています。VaRの算定にあたっては、過去の金利データ（観測期間）から算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しており、計測条件は、観測期間5年、信頼区間99%、保有期間6ヶ月の分散共分散法を採用しています。

また、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫全体への金利リスクの影響を定期的に検証しています。

# 自己資本比率規制の第3の柱（単体）

## 自己資本とリスク・アセット

単位：百万円

項目	2023年度	2024年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,492	33,244
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,019	2,954
うち、利益剰余金の額	29,534	30,348
うち、外部流出予定額 (△)	60	59
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	699	488
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	699	488
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,192	33,733
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	198	218
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	198	218
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	527	626
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	726	845
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	32,466	32,887
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	337,432	327,102
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,124	13,351
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	351,556	340,454
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 (イ) / (二)	9.23%	9.65%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

# 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセットの額の合計額</b>	<b>337,432</b>	<b>13,497</b>	<b>327,102</b>	<b>13,084</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	326,090	13,043	316,602	12,664
ソブリン向け	3,172	126	2,648	105
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,091	2,923	66,554	2,662
〔第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕			2,060	82
法人等向け	102,769	4,110	85,636	3,425
中小企業等向け及び個人向け	85,020	3,400		
中堅中小企業等向け及び個人向け			27,594	1,103
〔トランザクター向け〕			809	32
抵当権付住宅ローン	13,090	523		
不動産取得等事業向け	24,626	985		
不動産関連向け			97,779	3,911
自己居住用不動産等向け			71,165	2,846
賃貸用不動産向け			5,736	229
事業用不動産関連向け			20,877	835
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け			-	-
三月以上延滞等	885	35		
延滞等向け			10,415	416
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,173	46
信用保証協会等による保証付	3,144	125	3,463	138
株式等			554	22
その他	20,289	811	20,781	831
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,341	453	10,500	420
ルック・スルー方式	11,341	453	10,500	420
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額</b>	<b>14,124</b>	<b>564</b>	<b>13,351</b>	<b>534</b>
BI			8,900	
BIC			1,068	
<b>ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>351,556</b>	<b>14,062</b>	<b>340,454</b>	<b>13,618</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方公共団体金融機構、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いとなっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け（「国際決済銀行等向け」を除く）」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」において、リスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています（2023年度計数）。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています（2024年度計数）。
9. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

## 自己資本調達手段・資本の充実度の評価方法の概要（単体・連結）

自己資本は主にコア資本に係る基礎項目で構成されており、当金庫は出資金により資本を調達しているほか、内部留保による資本の積み上げにより、自己資本の充実を図っています。

当金庫の自己資本の充実度については、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を確保しています。

今後につきましてもこれまでと同様に、収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益によって資本の積み上げを行い、自己資本を充実させることを第一義的な施策と考えています。

# 自己資本比率規制の第3の柱（単体）

## 信用リスクに関する事項 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

単位：百万円

区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 内	1,003,765	962,248	423,713	402,791	179,825	181,798	-	-	1,899	14,232
国 外	12,000	16,000	-	-	12,000	16,000	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>1,015,765</b>	<b>978,248</b>	<b>423,713</b>	<b>402,791</b>	<b>191,825</b>	<b>197,798</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,899</b>	<b>14,232</b>
製 造 業	43,472	44,263	20,636	21,328	22,803	22,902	-	-	287	2,002
農 業、林 業	525	443	524	442	-	-	-	-	0	1
漁 業	104	96	104	96	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	493	473	93	73	400	400	-	-	-	-
建 設 業	38,248	35,318	33,644	31,514	4,604	3,803	-	-	177	994
電気・ガス・熱供給・水道業	9,415	9,616	1,503	1,505	7,902	8,101	-	-	-	-
情 報 通 信 業	3,692	3,130	373	410	3,299	2,699	-	-	-	-
運輸業、郵便業	18,447	17,277	9,345	9,176	9,101	8,101	-	-	43	131
卸売業、小売業	33,114	32,402	28,104	27,396	5,009	5,006	-	-	79	1,235
金融業、保険業	478,252	426,830	67,229	38,459	30,331	31,243	-	-	9	-
不 動 産 業	65,179	67,623	48,828	51,378	16,350	16,245	-	-	39	3,280
物品賃貸業	5,049	4,974	1,046	1,172	4,002	3,801	-	-	324	331
学術研究、専門・技術サービス業	2,760	2,680	2,460	2,380	300	300	-	-	16	89
宿 泊 業	19,552	19,384	19,552	19,384	-	-	-	-	526	3,259
飲 食 業	6,742	6,343	6,239	5,940	500	400	-	-	76	143
生活関連サービス業、娯楽業	6,149	5,415	6,140	5,406	-	-	-	-	65	624
教育、学習支援業	801	760	801	760	-	-	-	-	-	2
医 療、福 祉	11,525	12,186	11,125	11,786	400	400	-	-	0	95
その他のサービス	22,074	20,638	11,449	11,627	10,624	9,009	-	-	0	310
国・地方公共団体等	88,542	97,956	12,346	12,573	76,195	85,382	-	-	-	-
個 人	142,020	149,977	142,020	149,977	-	-	-	-	253	1,731
そ の 他	19,599	20,452	141	-	-	-	-	-	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>1,015,765</b>	<b>978,248</b>	<b>423,713</b>	<b>402,791</b>	<b>191,825</b>	<b>197,798</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,899</b>	<b>14,232</b>
1 年 以 下	168,004	135,360	40,843	39,938	16,483	14,631	-	-	-	-
1年超3年以下	162,183	152,673	17,560	10,787	18,545	13,555	-	-	-	-
3年超5年以下	87,776	75,189	23,666	19,550	24,387	36,238	-	-	-	-
5年超7年以下	94,440	71,056	46,683	33,998	36,756	24,721	-	-	-	-
7年超10年以下	122,545	140,450	57,352	53,410	17,593	25,940	-	-	-	-
10 年 超	323,772	303,413	236,715	208,701	78,057	82,711	-	-	-	-
期間の定めのないもの	57,042	100,104	891	36,405	-	-	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,015,765</b>	<b>978,248</b>	<b>423,713</b>	<b>402,791</b>	<b>191,825</b>	<b>197,798</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,899</b>	<b>14,232</b>

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。  
 具体的には、未収利息、固定資産、現金などの資産が含まれます。  
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。  
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

12ページの「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 内	4,768	4,052	4,052	4,269	564	283	4,203	3,768	4,052	4,269		
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 域 別 合 計	4,768	4,052	4,052	4,269	564	283	4,203	3,768	4,052	4,269		
製 造 業	862	535	535	653	73	49	789	485	535	653	—	25
農 業、林 業	3	1	1	0	—	—	3	1	1	0	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	326	351	351	324	135	2	190	348	351	324	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	100	25	25	31	68	—	32	25	25	31	1	16
卸売業、小売業	428	367	367	356	60	14	367	353	367	356	—	—
金融業、保険業	2	0	0	—	—	—	2	0	0	—	—	—
不 動 産 業	920	854	854	1,046	5	—	914	854	854	1,046	—	—
物 品 賃 貸 業	282	281	281	273	—	—	282	281	281	273	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	13	18	18	18	—	—	13	18	18	18	—	—
宿 泊 業	1,521	1,508	1,508	1,311	109	216	1,411	1,291	1,508	1,311	91	7
飲 食 業	73	21	21	21	2	—	71	21	21	21	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	100	0	0	0	90	—	9	0	0	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	10	7	7	6	0	—	10	7	7	6	—	—
その他のサービス	14	7	7	159	5	—	9	7	7	159	—	17
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	87	63	63	58	5	—	81	63	63	58	0	—
そ の 他 資 産	15	7	7	6	8	—	7	7	7	6		
合 計	4,768	4,052	4,052	4,269	564	283	4,203	3,768	4,052	4,269	94	66

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

## 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現 金	8,231	—	8,231	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	73,753	31,600	73,753	31,600	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	58,630	124	58,596	124	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,303	—	3,303	—	294	9
我が国の政府関係機関向け	20,451	—	20,451	—	1,614	8
地 方 三 公 社 向 け	4,160	—	4,155	—	738	18
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	331,973	—	331,973	—	66,554	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,704	—	9,704	—	2,060	21
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債券向けを含む）	144,007	4,092	142,804	428	85,636	60
特 定 貸 付 債 権 向 け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,413	38,935	39,764	2,139	27,594	66
ト ラ ン ザ ク タ ー 向 け	—	33,576	—	1,798	809	45
不 動 産 関 連 向 け	170,960	—	170,528	—	97,779	57
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	144,214	—	143,922	—	71,165	49
賃 貸 用 不 動 産 向 け	7,651	—	7,571	—	5,736	76
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	19,094	—	19,034	—	20,877	110
そ の 他 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—	—	—	—
A D C 向 け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,451	397	8,426	76	10,415	122
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,438	—	1,438	—	1,173	82
取 立 未 済 手 形	164	—	164	—	32	20
信用保証協会等による保証付	54,019	168	53,789	16	3,463	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株 式 等	554	—	554	—	554	100
合 計					295,854	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

# 自己資本比率規制の第3の柱（単体）

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの  
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	8,231	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	105,353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	58,721	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	353	2,949	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	4,308	16,142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	460	-	-	3,694	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	330,372	-	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	8,504	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	5,047	-	-	25,902	-	4,000	-	-	-	-	-	-	41,515	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業向け及び個人向け	-	-	-	6,489	-	-	-	-	-	-	-	1,798	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	1,798	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	48,127	2,157	6,708	20	629	59	4,138	-	1,070	5,654	14	880	51	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	48,127	2,157	5,554	20	-	59	4,138	-	-	5,654	-	-	51	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,154	-	629	-	-	-	1,070	-	14	880	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	54	-	-	-	-	-	-	-	-	980	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	331	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	19,173	34,633	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	201,651	53,725	-	415,137	2,157	12,309	20	629	59	4,138	-	2,868	48,150	14	880	51	-

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,231
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,353
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58,721
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,303
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,451
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,155
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	331,973
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,704
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	900	-	53,622	-	-	12,244	-	-	-	-	-	-	-	-	143,232
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業向け及び個人向け	-	32,514	-	-	-	-	1,101	-	-	-	-	-	-	-	-	41,903
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,798
不動産関連向け	78,634	2,511	-	-	2,352	175	-	1,762	11,518	-	-	4,059	-	-	-	170,528
自己居住用不動産等向け	76,564	1,592	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143,922
賃貸用不動産向け	-	918	-	-	-	175	-	1,762	-	-	-	965	-	-	-	7,571
事業用不動産関連向け	2,069	-	-	-	2,352	-	-	-	11,518	-	-	3,094	-	-	-	19,034
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	2,575	-	-	-	-	4,892	-	-	-	8,503
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,107	-	-	-	-	-	-	-	-	1,438
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	164
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,806
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	552	-	-	554
合計	78,634	35,925	-	53,622	2,352	175	17,031	1,762	11,518	-	-	8,952	552	-	-	952,323

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

# 自己資本比率規制の第3の柱（単体）

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2023年度	
	エクスポージャーの額	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	216,773
10%	—	55,776
20%	77,706	361,483
35%	—	30,809
50%	44,224	1,169
75%	—	106,079
100%	1,400	117,639
150%	—	333
200%	—	—
250%	—	2,370
1250%	—	—
その他	—	—
合計	123,331	892,434

- (注) 1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター（R&I）、(株)日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）等を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けはしていません。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	654,513	32,046	99.096	685,691
40%～70%	133,075	33,600	9.999	134,738
75%	37,199	4,817	10.299	35,925
80%	—	—	—	—
85%	53,937	1,795	12.486	53,622
90%～100%	19,972	2,761	11.460	19,559
105%～130%	13,311	—	—	13,280
150%	8,952	296	10.272	8,952
250%	552	—	—	552
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	921,515	75,317	48.041	952,323

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,370	3,201	60,943	62,675	—	—

(注) 信用リスク削減手法における適格金融資産担保は、簡便手法を用いて算出しています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	300	300	250	250
非 上 場 株 式 等	4,578	4,578	4,578	4,578
合 計	4,879	4,879	4,828	4,828

### 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

	2023年度	2024年度
売 却 益	85	-
売 却 損	-	-
償 却	-	-

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	94	43

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	-	-

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位：百万円

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,112	10,236
マドレー方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

## 金利リスクに関する事項

単位：百万円

IRRBB 1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	9,126	17,308	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	1,484	1,758	1,484	1,758
3	スティープ化	9,006	15,406						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,126	17,308	1,484	1,758	1,484	1,758	1,484	1,758
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	32,887		32,887		32,466		32,466	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

# 自己資本比率規制の第3の柱（連結）

## 自己資本とリスク・アセット

単位：百万円

項目	2023年度	2024年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,588	33,352
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,019	2,954
うち、利益剰余金の額	29,630	30,456
うち、外部流出予定額 (△)	60	59
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	699	488
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	699	488
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,288	33,840
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	198	218
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	198	218
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	529	626
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	728	845
<b>自己資本</b>		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	32,559	32,995
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	337,420	327,086
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,116	13,345
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	351,536	340,432
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	9.26%	9.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

連結における自己資本の充実度等については下記のとおりです。各数値の算出・計表の作成方法、また、各リスクの管理態勢等については単体のそれに準じています。

## 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>337,420</b>	<b>13,496</b>	<b>327,086</b>	<b>13,083</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	326,078	13,043	316,586	12,663
ソブリン向け	3,172	126	2,648	105
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,091	2,923	66,554	2,662
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,060	82
法人等向け	102,769	4,110	85,636	3,425
中小企業等向け及び個人向け	85,020	3,400		
中堅中小企業等向け及び個人向け			27,594	1,103
トランザクター向け			809	32
抵当権付住宅ローン	13,090	523		
不動産取得等事業向け	24,626	985		
不動産関連向け			97,779	3,911
自己居住用不動産等向け			71,165	2,846
賃貸用不動産向け			5,736	229
事業用不動産関連向け			20,877	835
その他不動産関連向け				
ADC向け				
三月以上延滞等	885	35		
延滞等向け			10,415	416
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,173	46
信用保証協会等による保証付	3,144	125	3,463	138
株式等			554	22
その他	20,276	811	20,765	830
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,341	453	10,500	420
ルック・スルー方式	11,341	453	10,500	420
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額</b>	<b>14,116</b>	<b>564</b>	<b>13,345</b>	<b>533</b>
BI			<b>8,897</b>	
BIC			<b>1,067</b>	
<b>ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>351,536</b>	<b>14,061</b>	<b>340,432</b>	<b>13,617</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方公共団体金融機構、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いとなっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」において、リスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています (2023年度計数)。
7. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています (2024年度計数)。
9. 連結総所要自己資本額は、連結リスク・アセットの合計額 (連結自己資本比率の分母の額) に4%を乗じて算出しています。

# 自己資本比率規制の第3の柱（連結）

## 信用リスクに関する事項 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

単位：百万円

区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内	1,003,766	962,248	423,713	402,791	179,825	181,798	-	-	1,899	14,232
国外	12,000	16,000	-	-	12,000	16,000	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>1,015,766</b>	<b>978,248</b>	<b>423,713</b>	<b>402,791</b>	<b>191,825</b>	<b>197,798</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,899</b>	<b>14,232</b>
製造業	43,472	44,263	20,636	21,328	22,803	22,902	-	-	287	2,002
農業、林業	525	443	524	442	-	-	-	-	0	1
漁業	104	96	104	96	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	493	473	93	73	400	400	-	-	-	-
建設業	38,248	35,318	33,644	31,514	4,604	3,803	-	-	177	994
電気・ガス・熱供給・水道業	9,415	9,616	1,503	1,505	7,902	8,101	-	-	-	-
情報通信業	3,692	3,130	373	410	3,299	2,699	-	-	-	-
運輸業、郵便業	18,447	17,277	9,345	9,176	9,101	8,101	-	-	43	131
卸売業、小売業	33,114	32,402	28,104	27,396	5,009	5,006	-	-	79	1,235
金融業、保険業	478,252	426,830	67,229	38,459	30,331	31,243	-	-	9	-
不動産業	65,179	67,623	48,828	51,378	16,350	16,245	-	-	39	3,280
物品賃貸業	5,049	4,974	1,046	1,172	4,002	3,801	-	-	324	331
学術研究、専門・技術サービス業	2,760	2,680	2,460	2,380	300	300	-	-	16	89
宿泊業	19,552	19,384	19,552	19,384	-	-	-	-	526	3,259
飲食業	6,742	6,343	6,239	5,940	500	400	-	-	76	143
生活関連サービス業、娯楽業	6,149	5,415	6,140	5,406	-	-	-	-	65	624
教育、学習支援業	801	760	801	760	-	-	-	-	-	2
医療、福祉	11,525	12,186	11,125	11,786	400	400	-	-	0	95
その他のサービス	22,074	20,638	11,449	11,627	10,624	9,009	-	-	0	310
国・地方公共団体等	88,542	97,956	12,346	12,573	76,195	85,382	-	-	-	-
個人	142,020	149,977	142,020	149,977	-	-	-	-	253	1,731
その他	19,599	20,452	141	-	-	-	-	-	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>1,015,766</b>	<b>978,248</b>	<b>423,713</b>	<b>402,791</b>	<b>191,825</b>	<b>197,798</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,899</b>	<b>14,232</b>
1年以下	168,004	135,360	40,843	39,938	16,483	14,631	-	-	-	-
1年超3年以下	162,183	152,673	17,560	10,787	18,545	13,555	-	-	-	-
3年超5年以下	87,776	75,189	23,666	19,550	24,387	36,238	-	-	-	-
5年超7年以下	94,440	71,056	46,683	33,998	36,756	24,721	-	-	-	-
7年超10年以下	122,545	140,450	57,352	53,410	17,593	25,940	-	-	-	-
10年超	323,772	303,413	236,715	208,701	78,057	82,711	-	-	-	-
期間の定めのないもの	57,042	100,104	891	36,405	-	-	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,015,766</b>	<b>978,248</b>	<b>423,713</b>	<b>402,791</b>	<b>191,825</b>	<b>197,798</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,899</b>	<b>14,232</b>

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。  
 具体的には、未収利息、固定資産、現金などの資産が含まれます。  
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。  
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

12ページの「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内	4,768	4,052	4,052	4,269	564	283	4,203	3,768	4,052	4,269		
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地域別合計	4,768	4,052	4,052	4,269	564	283	4,203	3,768	4,052	4,269		
製造業	862	535	535	653	73	49	789	485	535	653	-	25
農業、林業	3	1	1	0	-	-	3	1	1	0	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	326	351	351	324	135	2	190	348	351	324	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	100	25	25	31	68	-	32	25	25	31	1	16
卸売業、小売業	428	367	367	356	60	14	367	353	367	356	-	-
金融業、保険業	2	0	0	-	-	-	2	0	0	-	-	-
不動産業	920	854	854	1,046	5	-	914	854	854	1,046	-	-
物品賃貸業	282	281	281	273	-	-	282	281	281	273	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	13	18	18	18	-	-	13	18	18	18	-	-
宿泊業	1,521	1,508	1,508	1,311	109	216	1,411	1,291	1,508	1,311	91	7
飲食業	73	21	21	21	2	-	71	21	21	21	1	-
生活関連サービス業、娯楽業	100	0	0	0	90	-	9	0	0	0	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	10	7	7	6	0	-	10	7	7	6	-	-
その他のサービス	14	7	7	159	5	-	9	7	7	159	-	17
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	87	63	63	58	5	-	81	63	63	58	0	-
その他資産	15	7	7	6	8	-	7	7	7	6		
合計	4,768	4,052	4,052	4,269	564	283	4,203	3,768	4,052	4,269	94	66

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

## 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	8,231	-	8,231	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	73,753	31,600	73,753	31,600	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	58,630	124	58,596	124	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	3,303	-	3,303	-	294	9
我が国の政府関係機関向け	20,451	-	20,451	-	1,614	8
地方三公社向け	4,160	-	4,155	-	738	18
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	331,973	-	331,973	-	66,554	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,704	-	9,704	-	2,060	21
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債券向けを含む）	144,007	4,092	142,804	428	85,636	60
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,413	38,935	39,764	2,139	27,594	66
トランザクター向け	-	33,576	-	1,798	809	45
不動産関連向け	170,960	-	170,528	-	97,779	57
自己居住用不動産等向け	144,214	-	143,922	-	71,165	49
賃貸用不動産向け	7,651	-	7,571	-	5,736	76
事業用不動産関連向け	19,094	-	19,034	-	20,877	110
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,451	397	8,426	76	10,415	122
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,438	-	1,438	-	1,173	82
取立未済手形	164	-	164	-	32	20
信用保証協会等による保証付	54,019	168	53,789	16	3,463	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	554	-	554	-	554	100
合計					295,854	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

# 自己資本比率規制の第3の柱（連結）

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの  
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	8,231	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	105,353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	58,721	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	353	2,949	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	4,308	16,142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	460	-	-	3,694	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	330,372	-	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	8,504	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	5,047	-	-	25,902	-	4,000	-	-	-	-	-	-	41,515	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業向け及び個人向け	-	-	-	6,489	-	-	-	-	-	-	-	1,798	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	1,798	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	48,127	2,157	6,708	20	629	59	4,138	-	1,070	5,654	14	880	51	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	48,127	2,157	5,554	20	-	59	4,138	-	-	5,654	-	-	51	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,154	-	629	-	-	-	1,070	-	14	880	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	54	-	-	-	-	-	-	-	-	980	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	331	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	19,173	34,633	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	201,651	53,725	-	415,137	2,157	12,309	20	629	59	4,138	-	2,868	48,150	14	880	51	-

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,231
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,353
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58,721
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,303
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,451
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,155
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	331,973
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,704
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	900	-	53,622	-	-	12,244	-	-	-	-	-	-	-	-	143,232
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業向け及び個人向け	-	32,514	-	-	-	-	1,101	-	-	-	-	-	-	-	-	41,903
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,798
不動産関連向け	78,634	2,511	-	-	2,352	175	-	1,762	11,518	-	-	4,059	-	-	-	170,528
自己居住用不動産等向け	76,564	1,592	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143,922
賃貸用不動産向け	-	918	-	-	-	175	-	1,762	-	-	965	-	-	-	-	7,571
事業用不動産関連向け	2,069	-	-	-	2,352	-	-	-	11,518	-	-	3,094	-	-	-	19,034
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	2,575	-	-	-	4,892	-	-	-	-	8,503
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,107	-	-	-	-	-	-	-	-	1,438
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	164
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,806
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	552	-	-	554
合計	78,634	35,925	-	53,622	2,352	175	17,031	1,762	11,518	-	-	8,952	552	-	-	952,323

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

# 自己資本比率規制の第3の柱（連結）

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2023年度	
	エクスポージャーの額	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	216,773
10%	—	55,776
20%	77,706	361,483
35%	—	30,809
50%	44,224	1,169
75%	—	106,079
100%	1,400	117,639
150%	—	333
200%	—	—
250%	—	2,371
1250%	—	—
その他	—	—
<b>合計</b>	<b>123,331</b>	<b>892,435</b>

- (注) 1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター（R&I）、(株)日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）等を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けはしていません。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	138,312	321	9.999	137,766
40%～70%	91,560	33,600	9.999	93,223
75%	36,299	4,817	10.299	35,025
80%	—	—	—	—
85%	53,937	1,795	12.486	53,622
90%～100%	19,970	2,761	11.460	19,557
105%～130%	13,311	—	—	13,280
150%	8,952	296	10.272	8,952
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>362,345</b>	<b>43,593</b>	<b>10.229</b>	<b>361,428</b>

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,370	3,201	60,943	62,675	—	—

(注) 信用リスク削減手法における適格金融資産担保は、簡便手法を用いて算出しています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	300	300	250	250
非 上 場 株 式 等	4,579	4,579	4,579	4,579
合 計	4,880	4,880	4,829	4,829

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

当金庫単体と同じ数字となります。

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

当金庫単体と同じ数字となります。

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

当金庫単体と同じ数字となります。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

連結子会社にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーがないため、単体の開示項目をご覧ください。

## 金利リスクに関する事項

連結子会社の金利感応資産・負債の全体に占める割合は僅少であり、単体のリスク量とほぼ同様であることから、単体の開示項目をご覧ください。